

平成30年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

監査結果フォローアップ報告（平成 30 年度確認分）

1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

（参考）確認基準

区 分		内 容	摘 要	
A	是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
B	是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの		
C	是正・改善に取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 是正・改善に着手していると認められるもの ・ 是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの 	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D	未取組	是正改善の取組みが認められないもの（改善も検討もしていないもの）	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
E	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの ・ その他（監査対象から外れたもの等） 	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	

2 フォローアップの概要

平成 27 年度～平成 29 年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）及び包括外部監査の「指摘」・「意見」に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき確認するとともに、平成 30 年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

（1）フォローアップの対象について

平成 30 年度において、指摘等となるものについては、翌年度においてフォローアップの対象となることから、本報告の対象から除外した。

フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

区 分			H30フォ ロ ー ア ッ プ 対 象	H30確認結果					その他 E
				是正・ 改善済 A	是正・ 改善見込 B	H31フォローアップ対象			
						是正・改善 に取組中 C	未取組 D	計 C + D	
H29 指摘等	定期 監 査	普通会計	39	37	1	1	0	1	0
		公営企業会計	2	2	0	0	0	0	0
		小計	41	39	1	1	0	1	0
	包括外部監査		16	11	1	4	0	4	0
	計		57	50	2	5	0	5	0
H28 指摘等	定期 監 査	普通会計	0	0	0	0	0	0	0
		公営企業会計	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0
	包括外部監査		1	1	0	0	0	0	0
	計		1	1	0	0	0	0	0
H27 指摘等	定期 監 査	普通会計	(1)	0	0	(1)	0	(1)	0
		公営企業会計	0	0	0	0	0	0	0
		小計	(1)	0	0	(1)	0	(1)	0
	包括外部監査		4	0	1	3	0	3	0
	計		4	0	1	3	0	3	0
合計(~)			62	51	3	8	0	8	0

県税の収入未済や未利用地の処分等に係る指摘分は、定期監査で継続して措置状況の確認を行っているため対象から除く。

H27 指摘等「普通会計」の(1)は、H29 指摘等「普通会計」のうちの 1 件（後期「意見」と同じ案件であることから、件数から除外する。

(2) 平成 29 年度指摘事項等分について

平成 29 年度指摘事項等の対象となった 57 件は、「是正・改善済」が 50 件、「是正・改善見込」が 2 件であった。今後のフォローアップの対象となるものは、5 件であった。

(3) 平成 28 年度指摘事項等分について

平成 28 年度指摘事項等の対象となった 1 件は、「是正・改善済」であった。

(4) 平成 27 年度指摘事項等分について

平成 27 年度指摘事項等の対象となった 4 件は、「是正・改善見込」が 1 件、「是正・改善に取り組み中」が 3 件であり、この 3 件が今後のフォローアップの対象となる。

3 改善された事項の主な内容

計量器（子メーター）に係る検定の有効期限の確認について

（平成 29 年度定期監査（後期）普通会計「意見」）

〔内容〕

計量法では電気の使用量を計る計量器について、検定の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。

県有施設内に設置されている自動販売機の電気料金について、計量器（子メーター）を用い使用者から徴収しているが、複数の地方機関において有効期間を経過した計量器（子メーター）が使用されていることが認められた。については、検定の有効期間内の計量器を使用するよう、引き続き指導すべきである。

〔措置状況〕

県有施設内に設置されている自動販売機の計量器(子メーター)について、平成 30 年 3 月時点で有効期間を経過したものがいないか調査を実施し、併せて検定の有効期間内の計量器を使用するよう指導しました。

・調査結果（平成 30 年 3 月末現在）

計量器総数：333 台 うち有効期限切れのもの：50 台

平成 30 年 4 月に計量器交換の対応状況調査を実施し、4 月末現在の交換状況の把握を行ったところ、交換済が 31 台、未交換が 19 台でした。その後、個別に状況確認と交換について指導した結果、7 月末現在で未交換の計量器は 1 台（8 月中旬交換予定）となりました。

〔確認結果〕

未交換の計量器 1 台は 8 月中旬に交換が終了し、これによりすべて改善された。

4 課題として残っている事項

課題事項

区分	定期監査 (普通会計)	行政監査	包括外部監査	計
H29	1	0	4	5
H28	0	0	0	0
H27	0	0	3	3
計	1	0	7	8

課題として残っている事項は、定期監査（普通会計）の平成 29 年度 1 件、包括外部監査の平成 29 年度 4 件、平成 27 年度 3 件の計 8 件である。

なお、課題の概要は下記のとおりである。

(1) 定期監査（普通会計）

平成 29 年度意見 1 件

- ・ 県内の保健所における今後の X 線撮影装置の整備（更新）にあたっては、経済性・効率性の観点から、十分に検討がなされるべき

(2) 包括外部監査

平成 29 年度指摘 4 件

- ・ オフィスビルの賃料収入について、運営主体と賃料収入の取扱いを協議し、覚書などで残すべき
- ・ 業務委託において、業務変更の取扱いを明確に規定すべき
- ・ 就業支援の巡回相談について、実施内容の見直しを図るべき
- ・ 備品等について、その所有者・管理者が明確となるよう整理すべき

平成 27 年度指摘 3 件

- ・ 指定管理者の person 費の算定については、事務作業量によって積算されるべきである。
- ・ 指定管理者の業務に必要な person 費については、修繕費増加のリスクとして指定管理者に負担させるべきではなく、長崎県が負担するように最大限配慮すべきである。
- ・ 県営住宅の指定管理者の指定については、公募を行うべき